

日付	令和6年10月25日(金)
担当課	介護福祉課(田中・深山) 福祉政策課(北村・井ノ口)
電話番号	0742-34-5422(内線4756) 0742-34-5196(内線2826)

介護サービス事業者指定取消処分について

奈良市は、一般社団法人ずいおうに対し、下記のとおり介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第10号及び同法第115条の45の9第6号の規定に基づく事業者の指定の取消処分を行いますのでお知らせします。

1. 事業者の名称・所在地等

- (1) 事業者名称 一般社団法人ずいおう
- (2) 代表者 代表理事 芝原 賢
- (3) 事業者所在地 奈良県奈良市南京終町四丁目337番地1
- (4) 事業所名称 訪問介護いろは
- (5) 事業所番号 2970106973
- (6) 事業所所在地 奈良県奈良市南京終町四丁目337番地1
- (7) サービス種類 訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業

2. 処分年月日

令和6年10月31日

3. 指定取消理由

一般社団法人ずいおうが運営する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び同行援護事業において、障害者総合支援法に係る違反が確認されたため、本市は当該法人に対し令和5年12月26日付けで居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び同行援護の指定取消処分を行いました。

これを受けて、同一の所在地において、同一の管理者及びサービス提供責任者の下、共通のヘルパーを従事させる等、一体的に運営されていた訪問介護に係る指定居宅サービス事業及び介護予防・日常生活支援総合事業について法第77条第1項第10号及び法第115条の45の9第6号(他法令違反)の規定に基づく指定取消処分を行うものです。

4. 事業者に対する経済上の措置

なし(他法令違反のみに基づく指定取消処分のため)